

海上保安庁の統制要領①

令和5年4月28日
内閣官房（事態）
国家安全保障局
外務省
海上保安庁
防衛省

- 安全保障環境が急速に厳しさを増す中で、自衛隊と海上保安庁の有事における連携・協力の強化は、長年積み残されてきた課題。

- 2022年12月、国家安全保障戦略等を策定し、両機関の連携・協力の強化を明記。

国家安全保障戦略（令和4年12月16日）（抜粋）

（中略）有事の際の防衛大臣による海上保安庁に対する統制を含め、自衛隊と海上保安庁との連携・協力を不断に強化する。

衆・予算委岸田総理答弁（令和4年11月28日）

海上保安庁法第二十五条は、法にのっとり、事態をエスカレートさせることなく業務を遂行するという観点から、これは重要な規定であると認識をしています。その上で、安全保障環境が急速に厳しさを増す中で、有事における海上自衛隊と海上保安庁の連携強化、これは我が国において極めて重要であり、この点は長年積み残されてきた課題だと認識しております。よって、自衛隊法第八十条に基づく武力攻撃事態における防衛大臣による海上保安庁の統制要領、（中略）についてしっかり政府として考え方を明らかにし用意する（後略）

- 海上保安庁の能力を発揮する上では、有事における海上保安庁の役割は、国民保護措置や海上における人命の保護等が中心となり、特に住民避難については非軍事組織としての強みを活かすことができる。海上保安庁が人命救助や住民避難で最大限の役割を果たすことにより、自衛隊はより一層、作戦正面に集中できることから、自衛隊にとっても有益。



- 自衛隊法制定（昭和29年）以降未定であった「海上保安庁の統制」の具体的な手続きを含めた、防衛出動命令が発出された場合における両機関の連携について、「統制要領」を定めた。

- これを受け、共同訓練において検証を行うことなどを通じ、今後も有事における自衛隊と海上保安庁の連携・協力について、不断に強化する。

基本的な考え方

- 自衛隊法第80条の規定に基づき、内閣総理大臣は、武力攻撃事態における防衛出動下令時、防衛省・自衛隊と海上保安庁との通常のコ力関係では効果的かつ適切な対処が困難である等の特別の必要があると認めるときは、海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制下に入れることができる。
 - 防衛省・自衛隊は、作戦正面に集中する一方、海上保安庁は、国民保護措置や海上における人命の保護等で最大限の役割を果たす。
- ※ 統制下においても海上保安庁の任務、所掌事務、権限及び非軍事性に変更はなく、海上保安庁の統制は、「海上保安庁の自衛隊への編入」や「海上保安庁の準軍事化」ではない。

意義及び効果

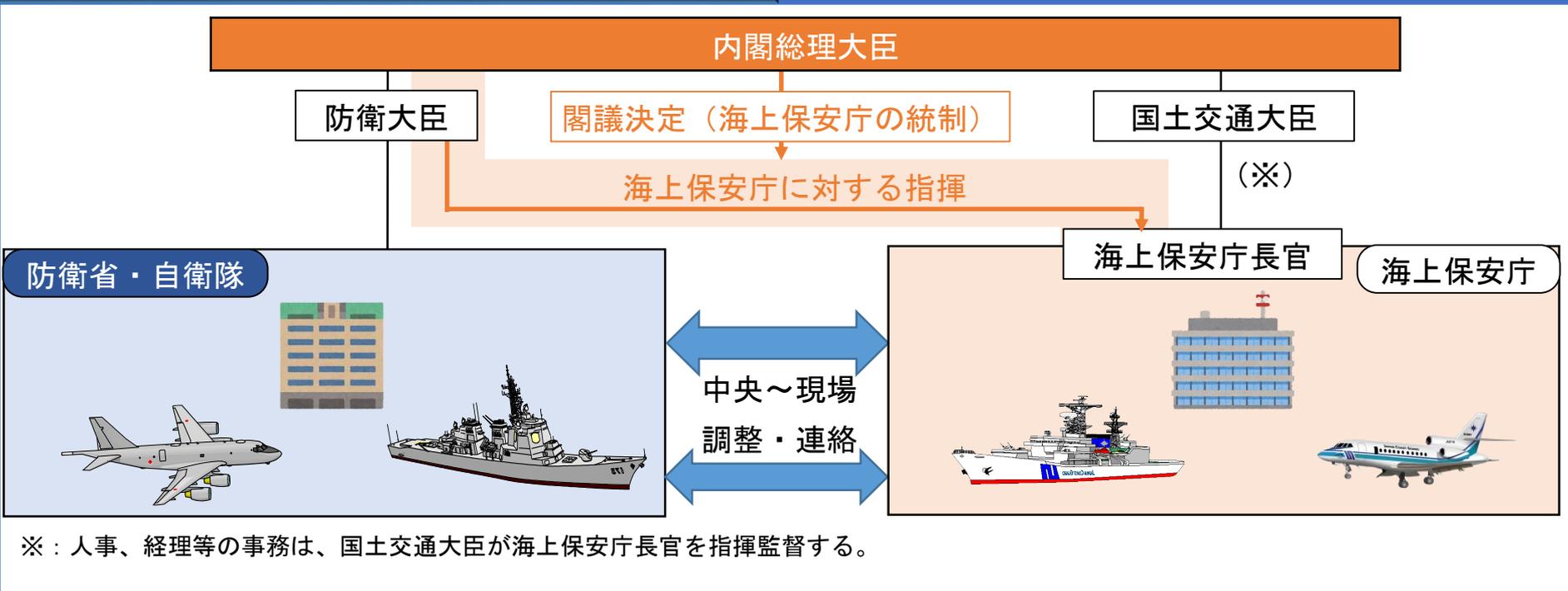
- 防衛省・自衛隊に集約された情報を踏まえた統一的かつ一元的な指揮に基づき、自衛隊と海上保安庁が通常のコ力関係以上に迅速・的確な役割分担の下で事態に対処。
- 迅速・的確な役割分担の下で、海上保安庁が安全かつ適切に国民保護措置や海上における人命保護等を実施することは、国民の安全に寄与するとともに自衛隊の出動目的を効果的に達成。

海上保安庁の統制要領③

統制の手続

- 閣議決定を経て、海上保安庁を防衛大臣の統制下に入れる。

防衛省・自衛隊と海上保安庁の関係



防衛省・自衛隊と海上保安庁が実施し得る事項（例）

- ・ 住民の避難及び救援
- ・ 船舶への情報提供及び避難支援
- ・ 搜索救難及び人命救助
- ・ 港湾施設等のテロ等警戒
- ・ 大量避難民への対応措置

※ 海上保安庁は、警察機関として、海上保安庁法に規定された所掌事務の範囲内で活動。

- 国家安全保障戦略が示す「戦略的なアプローチ」を実施するための具体的な方策として、以下の4分野等について**連携・協力を不断に強化**。

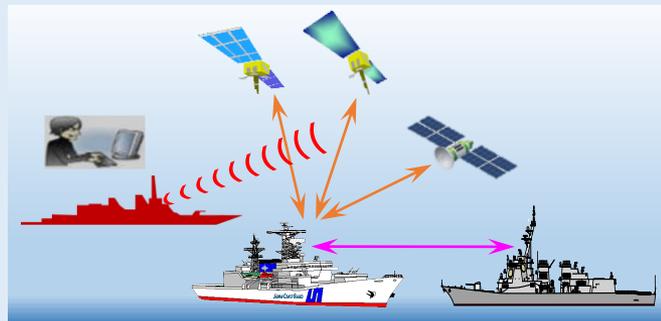
① 運用

- ◆ 各種訓練等の継続・深化



② 装備・技術

- ◆ 情報通信機能等の装備の強化
- ◆ 新技術研究開発



③ 後方

- ◆ 施設及び物品等の相互活用



④ 人事・教育

- ◆ 人的交流の促進、リクルート活動の連携



○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（海上保安庁の統制）

第八十条 内閣総理大臣は、第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第七十八条第一項の規定による自衛隊の全部又は一部に対する出動命令があつた場合において、特別の必要があると認めるときは、海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制下に入れることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制下に入れた場合には、政令で定めるところにより、防衛大臣にこれを指揮させるものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による統制につき、その必要がなくなつたと認める場合には、すみやかに、これを解除しなければならない。

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（海上保安庁に対する指揮）

第一百三條 法第八十条第二項の規定による防衛大臣の海上保安庁の全部又は一部に対する指揮は、海上保安庁長官に対して行うものとする。

○海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）（抄）

第二十五条 この法律のいかなる規定も海上保安庁又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めるものとこれを解釈してはならない。

【参考】自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛大臣の指揮監督権）

第八条 防衛大臣は、この法律の定めるところに従い、自衛隊の隊務を統括する。ただし、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊及び機関（以下「部隊等」という。）に対する防衛大臣の指揮監督は、次の各号に掲げる隊務の区分に応じ、当該各号に定める者を通じて行うものとする。

- 一 統合幕僚監部の所掌事務に係る陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊務 統合幕僚長
- 二 陸上幕僚監部の所掌事務に係る陸上自衛隊の隊務 陸上幕僚長
- 三 海上幕僚監部の所掌事務に係る海上自衛隊の隊務 海上幕僚長
- 四 航空幕僚監部の所掌事務に係る航空自衛隊の隊務 航空幕僚長

（自衛艦隊司令官）

第十六条 自衛艦隊の長は、自衛艦隊司令官とする。

2 自衛艦隊司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、自衛艦隊の隊務を統括する。